

東浦町家庭介護用品支給事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の要介護者を介護している家族等（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「介護者」という。）に対し、介護用品の支給を行うことにより、介護者の経済的負担の軽減及び当該要介護者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、町内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する要介護者の介護者とする。ただし、複数の介護者が1人の要介護者を介護している場合は、主として当該要介護者を介護している者1名を介護者とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条第7項に規定する要介護認定の要介護4又は5の認定を受けている要介護者

(2) 要介護者本人を含む世帯の構成員全員が住民税非課税世帯である要介護者

(支給品目)

第3条 支給する介護用品は、紙おむつ、清拭剤、清拭布、尿取りパッド、ドライシャンプー及び使い捨て手袋とする。

(支給方法等)

第4条 町長は介護用品の支給方法に関し、東浦町家庭介護用品引換券（様式第1。以下「引換券」という。）を支給することとする。支給対象月は、申請日の属する月から要介護者の要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成11年厚生省第36号）第38条に規定する有効期間をいう。）の満了日の属する月までとし、当該支給対象月における引換券は会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）単位で支給する。

2 引換券は1枚当たり3,000円とし、1か月当たり2枚支給する。ただし、会計年度における初回の支給日の属する月に係るものについては、1か月当たり3枚支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、要介護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、引換券を支給しない。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項（第2号及び第7号を除く。）に規定する施設に入所している場合

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホームに入居している場合

(3) 法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居に居住している場合、同条第25項に規定する介護保険施設に入所若しくは入院している場合又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設に入所している場合

(申請)

第5条 引換券の支給を申請しようとする者は、東浦町家庭介護用品支給事業介護用品引換券支給申請書（様式第2）を町長に提出しなければならない。

2 支給の申請は、前条第1項の要介護認定有効期間の満了ごとに行うものとする。

3 1人の介護者が複数の要介護者を介護している場合は、要介護者ごとに支給の申請をするものとする。

（審査及び認定）

第6条 町長は、申請内容が適当と認めるときは家庭介護用品支給事業介護用品引換券支給決定通知書（様式第3）により、適当でないとき認めるときは、家庭介護用品支給事業申請却下通知書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

（引換券の利用）

第7条 引換券は、町長と契約した事業者において、介護用品と引き換えることができる。

2 1回に引換えをする介護用品の金額の合計額が、使用しようとする引換券の合計額に満たない場合において、当該差額については、これを現金とは引き換えない。

3 引換券の支給を受けた者が、引換券を使用しようとするときは、その都度引換券に要介護者及び利用者の氏名、使用年月日その他必要事項を記入しなければならない。

4 引換券の有効期限は、当該年度の末日とし、これを繰り越さない。

5 町長は、引換券を紛失又は破損したときは、いかなる場合であっても再発行をしないものとする。

（引換券の返却）

第8条 引換券の支給を受けていた者が、第2条の対象者でなくなった場合は使用を中止し、未使用の引換券については速やかに返却しなければならない。

2 町長は、第2条に規定する対象者とならなくなった者が引換券を使用した場合は、その一部又は全部の額の返却を命ずることができる。

（不正利得の返却）

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により、引換券の支給を受け、又は引換券を利用した者がいるときは、支給された引換券のすべての返還を求め、又は使用した引換券の額面の総額又はその一部を返還させることができる。

（料金の請求）

第10条 引換券により介護用品の引換えをした事業者は、受領した引換券を取りまとめ、家庭介護用品引換券清算請求書（様式第5）に添えて、次項により算定した請求額を町長に請求するものとする。

2 請求額は、引換券の合計枚数に3,000円を乗じて得た額とする。

3 町長は、第1項の規定により請求があったときは、速やかにその内容を審査し、請求額を事業者に支払うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第2条関係）

表

NO					
東浦町家庭介護用品引換券					
本券は、東浦町家庭介護用品支給事業要綱に基づく介護用品引換券である。					
年 月 日 東浦町長					
<有効期限> 交付を受けた日から 年 月 日まで					
<使用年月日>			<申請者（介護者）氏名>		
<要介護者氏名>					
<引き換えした介護用品に○を記入してください。>					
紙おむつ	清拭剤	清拭布	尿取りパッド	ドライシャンプー	使い捨て手袋

裏

<家庭介護用品引換券のご利用について>

- ・本券1枚で指定の家庭介護用品3,000円分と引き換えできます。
- ・利用額の合計が3,000円に満たない場合でもお釣りは出ません。
- ・この補助券は他人に譲渡できません。
- ・この補助券を偽りその他不正な手段により、この券の支給を受け、又は利用したときは、支給された券の返還又は、利用した券の総額を負担していただきます。
- ・本券は再発行いたしません。

※ 次の用件に該当された場合は速やかにこの券を返却してください。

- (1) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等、町が定めた施設等に入所又は入院した場合
- (2) 介護保険の更新申請の結果、要介護4又は5でなくなった場合
- (3) 要介護者の属する世帯が住民税課税世帯となった場合
- (4) 介護手当の更新申請をしない場合
- (5) 要介護者又は申請者（介護者）が町外へ転出した場合
- (6) 申請者（介護者）が介護できなくなった場合

<問合せ先> 課 電話 (内線)

様式第2（第5条関係）

東浦町家庭介護用品支給事業介護用品引換券支給申請書

年 月 日

東 浦 町 長

<申請者（介護者）>

氏 名	
要介護者 との続柄	
住 所	東浦町大字
電話番号	

東浦町家庭介護用品支給事業要綱第5条の規定に基づき、介護用品引換券の支給を申請します。なお、申請に当たっては、申請者（介護者）が介護する要介護者の介護保険における要介護状況及び世帯全員の住民税の課税状況を調査することに同意するとともに、支給決定を受けた場合は、遵守事項を厳守します。

<申請者（介護者）と要介護者が同一世帯でない場合>

上記申請に伴う要件確認として、対象年度の世帯全員の住民税の課税状況を調査することに同意いたします。

<住所>東浦町大字

<要介護者氏名>

台帳番号

要介護者住所 ※申請者と異なる場合のみ記入	東浦町大字		
要介護者氏名	男・女	生年月日	
		要介護度	
要介護認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
要介護者の生活状況	在宅・入院中（入院先： ）		
要介護者 世帯の状況	氏 名	続 柄	住民税課税状況
			非課税 ・ 課税
			非課税 ・ 課税
			非課税 ・ 課税
			非課税 ・ 課税

<添付書類> 非課税証明書（*課税資料が東浦町にない方のみ。）

※以下、東浦町記入

総支給枚数		今回支給枚数		引換券番号	
-------	--	--------	--	-------	--

様式第3（第6条関係）

東浦町家庭介護用品支給事業
介護用品引換券支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました家庭介護用品支給について、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

なお、利用にあたっては注意事項に十分留意してください。

要介護者氏名	
要介護者住所	
支給月及び支給枚数	年 月分 から 年 月分 枚
要介護認定有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで

様式第4（第6条関係）

家庭介護用品支給事業申請却下通知書

第 号

年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました家庭介護用品支給について、下記の理由により却下します。

<却下理由>

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第5 (第10条関係)

家庭介護用品支給事業
家庭介護用品引換券清算請求書

年 月 日

東 浦 町 長

(事業者)

下記のとおり請求しますので、指定口座に振り込んでください。

<請求金額> 金 _____ 円
ただし、 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月分として

<請求内訳>
介護用品引換券 _____ 枚 × 3,000円 = _____ 円

<振込先>

金融機関名	支店名	種類	口座番号
		普通 当座 総合	
コード番号	コード番号		
フリガナ			
口座名義			